

「小郡市立地適正化計画」に基づく届出制度が始まります

小郡市では、令和6年1月4日に「小郡市立地適正化計画」の公表を予定しています。立地適正化計画が公表されると、各誘導区域内外で行う一定の行為について、届出が必要になります。

届出が必要な行為


届出が必要な行為		都市機能誘導区域	居住誘導区域	居住誘導区域外
			必要	不要
住宅	開発行為 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	不要	不要	必要
	建築行為 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	不要	不要	必要
誘導施設	開発行為 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合	不要	必要	必要
	建築行為 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合	不要	必要	必要
	休止 廃止 誘導施設を休止又は廃止しようとする場合	必要	不要	不要


※届出対象のイメージ図

○開発行為

①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
②1戸又は2戸の住宅の建築目的に開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

1棟で3戸以上のアパート等の敷地

①の例示
3戸の開発行為 **届** 

②の例示
1,300㎡
1戸の開発行為 **届** 


800㎡
2戸の開発行為 **不要** 

○建築等行為

①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

1棟で3戸以上のアパート等

①の例示
3戸の建築行為 **届** 

1戸の建築行為 **不要** 

届出の時期

誘導区域・誘導施設

重要事項説明

届出対象の行為に着手する30日前までに届出が必要です。
※令和6年2月2日までに着手する行為については届出の必要はありません

都市機能誘導区域及び居住誘導区域並びに誘導施設の詳細は、小郡市ホームページに掲載している「小郡市立地適正化計画 届出の手引き」からご確認ください。

誘導区域に関する事項は、宅地建物取引業法(第35条)の重要事項説明の対象となります。

詳しくは小郡市ホームページをご覧ください

<https://www.city.ogori.fu/kuoka.jp/1139/2078/2108>



お問い合わせ先(届出の提出先)

小郡市 都市建設部 都市計画課(小郡市役所 西別館2階)
〒838-0198 小郡市小郡 255 番地 I
TEL:0942-72-2111(内線:352) FAX:0942-73-0571